

(前田義雄君紹介)(第二二〇号) 六六 料理飲食等消費税撤廃に関する請願(大村清一君紹介)(第二七一号) 六七 大衆飲食に対する料理飲食等消費税撤廃に関する請願(渡海元三郎君紹介)(第二二七号) 六八 大規模償却資産に対する固定資産税課税の改正に関する請願(中村幸八君紹介)(第二七三号) 六九 同(足立篤郎君紹介)(第三四四号) 七〇 同(小山長規君紹介)(第三九三号) 七一 ガス税の撤廃に関する請願(小笠公韶君紹介)(第四〇七号) 七二 同(菅太郎君紹介)(第四〇八号) 七三 同(鴨田宗一君紹介)(第四〇九号) 七四 同(佐伯宗義君紹介)(第四一〇号) 七五 同(田中正巳君紹介)(第四一一号) 七六 同(高橋等君紹介)(第四一二号) 七七 同(原田憲君紹介)(第四一三三号) 七八 同(安倍晋太郎君紹介)(第四四三三号) 七九 同外一件(遠藤三郎君紹介)(第四四四四号) 八〇 同(大村清一君紹介)(第四四五五号) 八一 同(賀屋興宣君紹介)(第四四六六号) 八二 同(竹内俊吉君外二名紹介)(第四四七七号)	八三 同(野田武夫君紹介)(第四四八八号) 八四 同(佐々木義武君紹介)(第四四九〇号) 八五 同(三浦一雄君紹介)(第四六一〇号) 八六 同(加藤高藏君紹介)(第四六一〇号) 八七 同(北澤直吉君紹介)(第四六一〇号) 八八 同(小金義照君紹介)(第四六一〇号) 八九 同(齋藤邦吉君紹介)(第四六一〇号) 九〇 同(正力松太郎君紹介)(第四六一〇号) 九一 同(野原正勝君紹介)(第四六一〇号) 九二 同(羽田武嗣郎君紹介)(第四六一〇号) 九三 同外一件(渡邊良夫君紹介)(第四六一〇号) 九四 同(田中角榮君外一名紹介)(第四六一〇号) 九五 同(伊藤宗一郎君紹介)(第四六一〇号) 九六 同(池田正之輔君紹介)(第四六一〇号) 九七 同(上村千一郎君紹介)(第四六一〇号) 九八 同外一件(田中角榮君紹介)(第四六一〇号) 九九 同外一件(野田卯一君紹介)(第四六一〇号) 一〇〇 同(伊藤義雄君紹介)(第四六一〇号) 一〇一 同(浦野幸男君紹介)(第四六一〇号) 一〇二 同(大高康君紹介)(第四六一〇号)	二八号 一〇三 同(大竹作摩君紹介)(第六二九号) 一〇四 同(笹本一雄君紹介)(第六三〇号) 一〇五 同外十二件(坂田道太君紹介)(第六三二一〇号) 一〇六 同(竹下登君紹介)(第六三三二〇号) 一〇七 同(高見三郎君紹介)(第六三三三〇号) 一〇八 同(津雲國利君紹介)(第六三三三〇号) 一〇九 同(中村幸八君紹介)(第六三三三〇号) 一一〇 同(長谷川四郎君紹介)(第六三三三〇号) 一一一 同(橋本龍伍君紹介)(第六三三三〇号) 一一二 同(星島二郎君紹介)(第六三三三〇号) 一一三 同外二件(堀内一雄君紹介)(第六三三三〇号) 一一四 同(安井吉典君紹介)(第六三三三〇号) 一一五 同(保科善四郎君紹介)(第六三三三〇号) 一一六 同(平岡忠次郎君紹介)(第六三三三〇号) 一一七 同外一件(松山千恵子君紹介)(第六三三三〇号) 一一八 同(横路節雄君紹介)(第六三三三〇号) 一一九 電気税の撤廃に関する請願(岡田修一君紹介)(第四一四四号) 一二〇 同(佐々木良作君紹介)(第四一四四号) 一二一 同(矢尾喜三郎君紹介)(第四一四四号)	(第四六二二号) 一二二 同(石橋湛山君紹介)(第六四八八号) 一二三 同(久保田豊君紹介)(第六四八八号) 一二四 同(久保田豊君紹介)(第六四八八号) 一二五 同(池田清志君紹介)(第六四八八号) 一二六 同(池田清志君紹介)(第六四八八号) 一二七 同(池田清志君紹介)(第六四八八号) 一二八 同(池田清志君紹介)(第六四八八号) 一二九 同(池田清志君紹介)(第六四八八号) 一三〇 同(池田清志君紹介)(第六四八八号) 一三一 同(池田清志君紹介)(第六四八八号) 一三二 同(池田清志君紹介)(第六四八八号) 一三三 同(池田清志君紹介)(第六四八八号) 一三四 同(池田清志君紹介)(第六四八八号) 一三五 同(池田清志君紹介)(第六四八八号) 一三六 同(池田清志君紹介)(第六四八八号) 一三七 同(池田清志君紹介)(第六四八八号) 一三八 同(池田清志君紹介)(第六四八八号)	一三八 同(鈴木善幸君紹介)(第一一八一号) 一三九 電気・ガス税の撤廃に関する請願外一件(尾関義一君紹介)(第九五二一〇号) 一四〇 同(手都宮徳馬君紹介)(第九五二一〇号) 一四一 同(手都宮徳馬君紹介)(第九五二一〇号) 一四二 同(唐澤俊樹君紹介)(第九五二一〇号) 一四三 同(中島巖君紹介)(第九五二一〇号) 一四四 同(中島巖君紹介)(第九五二一〇号) 一四五 同(中島巖君紹介)(第九五二一〇号) 一四六 同(中島巖君紹介)(第九五二一〇号) 一四七 同(中島巖君紹介)(第九五二一〇号) 一四八 同(中島巖君紹介)(第九五二一〇号) 一四九 同(中島巖君紹介)(第九五二一〇号) 一五〇 同(中島巖君紹介)(第九五二一〇号) 一五一 同(中島巖君紹介)(第九五二一〇号) 一五二 同(中島巖君紹介)(第九五二一〇号) 一五三 同(中島巖君紹介)(第九五二一〇号) 一五四 同(中島巖君紹介)(第九五二一〇号) 一五五 同(中島巖君紹介)(第九五二一〇号)
--	--	---	--	---

- 七号)
二〇八 町村財政の確立に関する請願(池田清志君紹介)(第四九一八号)
二〇九 固定資産再評価に要する町村の事務費全額国庫負担に関する請願(池田清志君紹介)(第四九一九号)
二一〇 地方公務員共済組合法案に関する請願(池田清志君紹介)(第四九二〇号)
二一一 町村単独事業の橋新設及び改良工事費国庫補助等に関する請願(池田清志君紹介)(第四九二八号)
二一二 地方公務員共済組合法案に関する請願外三件(和田博雄君紹介)(第五〇六〇号)
二一三 樺太引揚市町村吏員の処遇に関する請願(永井勝次郎君紹介)(第五一二二号)
二一四 同(帆足計君紹介)(第五一一一号)
二一五 地方公務員共済組合法案に関する請願(緒方孝男君紹介)(第五一五二号)
二一六 同外四件(檜崎弥之助君紹介)(第五一五三号)
二一七 同外十一件(山口鶴男君紹介)(第五一五四号)
二一八 道路交通の改善に関する請願(佐野憲治君紹介)(第五四四五号)
二一九 地方公務員共済組合法案に関する請願(田中武夫君紹介)(第五四九五号)
二二〇 特別区の区長公選に関する請願(鈴木仙八君外二名紹介)(第五六七七号)

- 二二一 地方公務員の薪共済組合制度に関する請願外十三件(安宅常彦君紹介)(第五七八一号)
- 二二二 同外十二件(山口鶴男君紹介)(第五七八二号)
- 二三三 同(阪上安太郎君紹介)(第六〇五九号)
- 二二四 地方公務員共済組合法案に関する請願(川上貫一君紹介)(第五七八三号)
- 二二五 同(志賀義雄君紹介)(第五七八四号)
- 二二六 同外一件(谷口善太郎君紹介)(第五七八五号)
- 二二七 同(日野吉夫君紹介)(第五七八六号)
- 二二八 同外七件(高田富之君紹介)(第五八九一号)
- 二二九 同(勝澤芳雄君紹介)(第六〇五八号)
- 二三〇 地方財政の健全化に関する請願(池田清志君紹介)(第六〇六〇号)
- 二三一 法令外負担金及び寄付金等の規制に関する請願(池田清志君紹介)(第六〇六一号)
- 二三二 奄美群島振興計画の早期樹立に関する請願(池田清志君紹介)(第六〇六二号)
- 二三三 道路交通の改善に関する請願(志賀義雄君紹介)(第六二四三号)
- 二三四 交通政策確立等に関する請願外一件(志賀義雄君紹介)(第六二五九号)

委員長所用のため、委員長の指名により私がその職務を行ないます。これより請願の審査に入ります。本委員会に付託されました請願は、二百三十四件であります。

請願日程第一より第二三四までを一括として議題といたします。

まず、審査の方法についてお諮りいたします。各請願の内容につきましても、文書表で御承知のことでもありますし、また昨日、理事各位に御検討を願ったところでもありますので、この際、各請願について紹介議員よりの説明聴取等は省略し、直ちに採否の決定に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡海委員長代理 御異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決いたします。

本日の請願日程中第六三ないし第六五、第一二六、第一二九ないし第一三二、第一四一ないし第一四七、第一五二、第一五五、第一五八ないし第一六三、第一六五、第一六八、第一七〇ないし第一七九、第一八八、第一九一ないし第一九三、第一九六ないし第二〇四、第二〇七、第二〇八、第二一一、第二一三、第二一四、第二一八及び第二三〇ないし第二三三の各請願は、いずれも採否の上内閣に送付すべきものと決し、残余の各請願は、いずれもその採否の決定を留保いたしたいと存じます。

以上につきまして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡海委員長代理 御異議なしと認め、そのように決しました。

め、さよう決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま議決いたしました各請願に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡海委員長代理 御異議なしと認め、そのように決しました。

○渡海委員長代理 なお、今国会におきまして本委員会に参考のため送付されました陳情書は、町村職員の給与改訂に伴う地方交付税増額に関する陳情書外百二件で、お手元に配付してある通りでありますので、念のため申し添えます。

○渡海委員長代理 閉会中審査申し出の件についてお諮りいたします。

地方税法の一部を改正する法律案、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案、川村継義君外二名提出の地方自治法の一部を改正する法律案、滝井義高君外二十一名提出の地方自治法の一部を改正する法律案、地方自治に関する件、消防に関する件、警察に関する件、地方財政に関する件、以上の各案件につきまして、閉会中もなお審査を行なうことができましよう、議長に対し閉会中審査の申し出をいたしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡海委員長代理 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に委員派遣承認申請の件について

お諮りいたします。

閉会中審査にあたり現地調査の必要がありました場合には、委員長において適宜、委員派遣承認申請をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡海委員長代理 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、派遣地、派遣期間、派遣委員の選定等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡海委員長代理 御異議なしと認め、そのように決しました。

○渡海委員長代理 なお、この際お諮りいたします。

閉会中の理事辞任の件並びに欠員を生じた際の補欠選任につきましても、委員長に御一任を願っておきたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡海委員長代理 御異議なしと認め、そのように決しました。

○渡海委員長代理 次に、地方公務員共済組合法案及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案の両案を一括議題といたし、審査を進めます。

質疑を行ないます。門司亮君。

○門司委員 この機会にきわめて簡単に率直に聞いておりますので、当局も一つ率直にわかりやすく答弁してもらいたいと思います。

当局も御存じのように、この法案が

通過いたして参りますと、当然地方自治体の今日まで行なっておりました長期給付に対する追加予算が必要にならざるを得ない状態にならうかと私は思います。その場合の財源処置をどうするかというのを、本委員会の決議には入れておりますが、この決議に入っておくだけでは私は安心できないから、一応大臣の言葉をこころではっきりとっておきたいと思っております。この処置をどうされるかということをお聞きしますのは、この法案の財政措置はきわめてずさんであって、満足なものではないのであります。たとえば要る経費は交付金にこれをゆだねるということが言われておるが、交付税にゆだねてみたところでこれは一般財源であって、決してこれに充てる財源ではないというところは、はっきりしておるのである。従って財源はきわめて不明確である。これだけの大きな法案で、財源が不明確なままに通過するわけにはいかない。その点を私は明らかにしておきたい。従って、その中で最も重要なものである追加予算の費用については、将来自治体の負担になるものである。そうして自治省の話を聞いてみましても、大体八千三百億くらいこれが必要であるうと言っておる。私は大体これは一兆をこえると思っておる。しかしこれはこれから精算してみなければわからぬのであります。少なくとも一兆内外の金が地方自治体に追加費用として要る。こういう現実が明らかになっておるのかかわらず、これについて当局側が何らの具体案を示さないということは、私は不誠実であると思う。従って、大臣からその財源補てんはどうするかということを一つ明確に御答弁

○安井國務大臣　追加費用をどういふふうに片づけるかという門司さんのお問いは非常にごもっともと存じます。これは御承知の通り相当長期にわたるものでございますが、この財源につきましては、地方公共団体の財政を圧迫しないように国庫負担その他の措置によつて善処したいと存じております。

○門司委員 今善処すると言っておりませんが、一体どういう形で善処されますか。ことしから多少でも本年度分が要るのに、ことしの地方財政計画に入っておられない。ことしの十月一日からこの法律は動いていく。そこでもう私は地方に多少の圧迫があると思う。ところが現実には地方交付税という

うようなことでは、私はこれを承認はできない。従って、これについてはぜひもう少しはつきりした、国庫負担によって補っていくならば補っていく、あるいはその他の財源を付与するならば付与するということで、この際これを地方税でまかなうということだけは避けておいてもらいたい、この財源自身が不交付団体にはいかなないのでありますから。政府は財源措置をしたいた言いながら、不交付団体には財源措置をしていないのです。しかも共済組合法的の掛金その他というのは、不交付団体であらうとなかろうと全部同じように義務は果たさなければならぬ。にもかかわらず、交付税にひもをつけてやろうということは、交付税法自身についても問題がある。私は交付税の立場から言って、こんなものを容認するわけにはいかなないのである。しかし事実上財源がそこから出ておるこ

と、あるいはそういうことで〇・一％ふやしているという現実を認めないわけにはいかないが、これでこれがまかなえる筋合いではない。

〔渡海委員長代理退席、高田（富興）委員長代理着席〕
従つて、財源はきわめて不公平に配分されている。その点公平に配分するかどうかというのをもう一度御答弁願いたい。

○安井国務大臣　再度のお尋ねでございますが、追加費用は三十七年度には必要はないでございます。三十八年度以降の問題でございます。そうして今の交付税、あるいは地方税というものでなくて、そういうもので圧迫しないように、国庫負担等の措置によって善処いたします。

○門司委員　そういう答弁をされると聞きたくなりますが、三十七年度に要るのですよ。地方の自治体はおのおのの財政計画を立て予算を組んでおります。従つて、現実的には大臣の言うように要らないという答弁ができるかも知れません。しかし法律ができて動いていくという限りは、これがないという答弁はおかしいと思うのです。それならことしの財政計画に載っておりますか。あなたの方でその分が交付税の中でこれが交付されておりますか。ありはしないのです。私はそういう答弁では困ると思うのです。私は率直に、むしろ大臣に私の方から言わしていただければ、交付税というようなことでなくして、他の財源を充てるなら充てる、国庫負担なら国庫負担で国が財源のめんどろを見ろということを率直に言つておいてもらいたい。

○安井國務大臣　国庫負担でめんどろ

○門司委員 これ以上聞かぬことにしておきましょう。

○高田(富興)委員長代理　ほかに御質疑はありませんか。――なければ、両案についての質疑は終了いたしました。

○高田(富興)委員長代理 ただいま委員長の手元に、渡海元三郎君、阪上安太郎君及び門司亮君提出の、地方公務員共済組合法案に対する修正案及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案に対する修正案がそれぞれ提出せられております。

地方公務員共済組合法案に対する修正案

地方公務員共済組合法案の一部を
のように修正する。

第七条第一項中「十人以内」を「十人以内」に改める。

第七條第三項を次のように改める。

主務大臣は、前項の規定により

委員を命ずる場合には、組合の業務その他組合員の福祉に関する事

ちから命じなければならぬ。

この場合において、委員の半数は、組合員を代表する者でなければならぬ。

第三十条第二項中「九人」を「十一

に改める。

第三十三条第一項中「十一人」を

「二人」に改め、同条第三項ただし「二人」を「三人」に改める。

地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案に対する修正案

地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案の一部を次のよう修正する。

第八條第一項を次のように改める。
 総合員期間が二十年未満の更新組
 員で施行日の前日に退職料の最短
 並年限の年数が次の表の上欄に掲
 げられている年数である退職年金条
 例の適用を受けていたものが退職し
 た場合、その者の当該退職年金条
 例の施行日前の条例在職年（その

者が更新組合員である間年金条例職員であつたものとみなした場合に当該退職年金条例の規定により年金条例職員期間に通算されるべきこととなる期間に係る条例在職年を含む。以下この項において「施行日直前の条例在職年」という。）の年月数と施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数が、同表の当該中欄に掲げる者の区分に依じ同表の当該下欄に掲げる年数以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

十九年以上二十年未満	施行日直前の条例在職年が二十年未満である者	十八年
十八年以上十九年未満	施行日直前の条例在職年が九年以上である者	十八年
	施行日直前の条例在職年が九年未満である者	十九年
	施行日直前の条例在職年が十七年以上である者	十七年
十七年以上十八年未満	施行日直前の条例在職年が五年以上十一年未満である者	十八年
	施行日直前の条例在職年が五年未満である者	十九年
	施行日直前の条例在職年が十二年以上である者	十六年
	施行日直前の条例在職年が八年以上十二年未満である者	十七年
十六年以上十七年未満	施行日直前の条例在職年が四年以上八年未満である者	十八年
	施行日直前の条例在職年が四年未満である者	十九年
	施行日直前の条例在職年が十五年以上である者	十五年

十五年以上十六年末満		施行日直前の条例在職年が九年以上十二年未満である者	十六年
		施行日直前の条例在職年が六年以上九年未満である者	十七年
		施行日直前の条例在職年が三年以上六年未満である者	十八年
		施行日直前の条例在職年が三年未満である者	十九年
		施行日直前の条例在職年が一年以上である者	十四年
		施行日直前の条例在職年が八年以上十一年未満である者	十五年
		施行日直前の条例在職年が五年以上八年未満である者	十六年
十四年以上十五年末満		施行日直前の条例在職年が二年以上五年未満である者	十七年
		施行日直前の条例在職年が二年未満である者	十八年
		施行日直前の条例在職年が十一年以上である者	十三年
		施行日直前の条例在職年が八年以上十年未満である者	十四年
		施行日直前の条例在職年が六年以上八年未満である者	十五年
十三年以上十四年末満		施行日直前の条例在職年が四年以上六年未満である者	十六年
		施行日直前の条例在職年が二年以上四年未満である者	十七年
		施行日直前の条例在職年が二年未満である者	十八年
		施行日直前の条例在職年が十一年以上である者	十二年
		施行日直前の条例在職年が八年以上十年未満である者	十三年
		施行日直前の条例在職年が六年以上八年未満である者	十四年
十二年以上十三年末満		施行日直前の条例在職年が六年以上八年未満である者	十四年

十一年以上十二年末満		施行日直前の条例在職年が四年以上六年未満である者	十五年
		施行日直前の条例在職年が二年以上四年未満である者	十六年
		施行日直前の条例在職年が二年未満である者	十七年
		施行日直前の条例在職年が一年以上である者	十一年
		施行日直前の条例在職年が七年以上九年未満である者	十二年
		施行日直前の条例在職年が六年以上七年未満である者	十三年
		施行日直前の条例在職年が三年以上六年未満である者	十四年
		施行日直前の条例在職年が三年以上五年未満である者	十五年
		施行日直前の条例在職年が二年以上三年未満である者	十六年
		施行日直前の条例在職年が一年以上二年未満である者	十七年
		施行日直前の条例在職年が一年未満である者	十七年
十一年未満		施行日直前の条例在職年が八年以上である者	十年
		施行日直前の条例在職年が七年以上八年未満である者	十一年
		施行日直前の条例在職年が六年以上七年未満である者	十二年
		施行日直前の条例在職年が五年以上六年未満である者	十三年
		施行日直前の条例在職年が三年以上五年未満である者	十四年
		施行日直前の条例在職年が二年以上三年未満である者	十五年
		施行日直前の条例在職年が一年以上二年未満である者	十六年
		施行日直前の条例在職年が一年未満である者	十七年

第八條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とする。

第九條第一項を次のように改める。

組合員期間が二十年未満の更新組合員で施行日の前日に共済条例の退職年金の最短期間年限の年数が前条第一項の表の上欄に掲げる年数である共済条例の適用を受けていたもの（旧市町村共済法附則第十六項の規定に相当する共済条例の規定により引き続き共済法の退職年金等に関する規定の適用を受けていた者（以下この項及び第十二條第二項において「継続旧長期組合員」という。）を含む。）が退職した場合において、その者の当該共済条例による旧長期組合員期間（継続旧長期組合員であつた期間を含む。）の年数と施行日以後の組合員期間の年数とを合算した年数が、同表の当該中欄に掲げる者の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる年数以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。この場合において、同表中欄中「施行日直前の条例在職年」とあるのは、「旧長期組合員期間（継続旧長期組合員であつた期間を含む。）」と読み替へるものとする。

第十七條に次の一項を加える。

5 第七條第一項第一号の期間を有する更新組合員であつてその者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職したもので政令で定めるものに対する退職年金の額のうち第十

なお、この制度は職員の若年退職を助長する趣旨のものとして解すべきでないことは当然であります。

以上がこの修正案の趣旨及びその概要であります。

何とぞ各位の御賛成をお願いいたします。

○高田(富興)委員長代理 以上で両修正案の趣旨の説明は終わりました。

この際暫時休憩いたします。

午後十時二十分休憩

午後十時三十九分開議

○園田委員長 再開いたします。

これより地方公務員共済組合法案及びこれに対する修正案、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案及びこれは対する修正案を一括して討論に付すのでありますが、通告もありませんので直ちに採決に入るに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○園田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

これより順次採決いたします。

まず、地方公務員共済組合法案について採決いたします。

まず、本案に対する修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○園田委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○園田委員長 起立総員。よって、地

方公務員共済組合法案は、渡海元三郎君二名提出の修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

引き続き、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案について採決いたします。

まず、本案に対する修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○園田委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○園田委員長 起立総員。よって、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案は、渡海元三郎外二名提出の修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

○園田委員長 この際、渡海元三郎君、阪上安太郎君及び門司亮君より、両案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、この際、その趣旨の説明を求めます。渡海元三郎君。

○渡海委員 私は、三党を代表して、地方公務員共済組合法案及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案に対する附帯決議案の趣旨説明を行ないたいと思ひます。

まず、決議の案文を朗読いたします。地方公務員共済組合法案及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案に対する附帯

決議(案)

政府は、地方公務員共済組合法及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法が地方公務員の生活と福祉とに深い関係を有することに鑑み、両法律の実施に当たっては、次の諸点につき、とくに配慮すべきである。

一、地方職員共済組合等の理事に組合員を代表する者を加える等組合の民主的な運営を図ること。

一、掛金等の標準的な率未満の率による退職年金制度の適用を受けている職員について、制度の改正に伴う負担の増高を経過的に事実上緩和できるよう適当な措置を講ずること。

一、長期給付の掛金率の引下げについてあらゆる施策を検討すること。

一、減額退職年金制度は、国家公務員共済組合法等とともに再検討すること。

一、給付費及び追加費用について、国庫負担その他の方法により地方公共団体の財政を圧迫することのないよう万全の財政措置を講ずること。

一、組合等の資産の運用に当つては組合員の福祉の向上に万全を期すること。

一、禁錮等の処分を受けた場合の支給制限については、その運用にあたり、濫用にわたらないよう配慮すること。

一、全国知事会等都道府県、市又は町村の議長又は議長が全国又は都道府県の区域ごとに組織している団体、国民健康保険団体連合会、地

方公共団体の組織する健康保険組合その他地方自治関係諸団体の職員についても、地方公務員に準じ共済制度を設けること。

右決議する。

以上が案文でございます。

次に、その趣旨及び概要を簡単に御説明申し上げます。

御承知のように、地方公務員共済組合法は、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率の運営に資することを目的としておりますので、この制度のいかんは各分野にきわめて大きな影響を与えることになると考えられるのであります。従いまして、この制度の本来の目的をより一そう十分に達成せしめる趣旨において、この附帯決議を付したいと思つております。

内容の第一は、地方職員共済組合等の理事については主務大臣が任命することとなつておりますが、これに組合員を代表する者を加え、組合の民主的な運営をはからうとするものであります。

第二は、掛金等の標準的な率未満の率による退職年金制度の適用を受けている職員につきまして、制度改正に伴う負担の急激な増高を事実上緩和できよう、地方公共団体において経過的に適当な措置を講ぜしめようとするものであります。

第三に、長期給付にかかる掛金については、御承知のように、従前の制度では無拠出のものを初めとして、そのほとんどは二%以下であつたわけでありまして、ところが本法が施行されますと、一躍倍以上に増率されることにな

るわけであります。保険数理の結果

であるとは申しながら、これは、組合員たる当の公務員はもとより、雇用主としてその職員の福祉及び利益の保護に任すべき立場にある地方公共団体にとりまして、きわめて大きな問題といわなければなりません。そこで、長期給付にかかる組合員の掛金の引き下げについて、あらゆる施策を検討すべきものとした次第であります。

第四に、減額退職年金制度の可否につきましても、審議の過程におきましても多くの議論を呼んでおり、問題も少なくないと思われまゝです。国家公務員共済組合法等とともに、さらに検討を加えるべきであるとするのであります。

第五に、給付費及び追加費用につきましても、終始熱心に質疑が行なわれましたが、その地方財政に及ぼす影響がきわめて大きいところから、將來このため地方公営企業を含む地方公共団体の財政を圧迫し、ひいては地方行政の遂行に支障を生ずることのないよう、国庫負担その他の方法により万全の財政措置を講ずべきであるというのであります。

第六に、組合及び連合会の資産の運用につきましても、本法において組合員の福祉の向上に資するよう規定されているところでありまして、この点につきましても本法の趣旨が十分に生かされるよう、一そうの配慮を必要とすることとしたのであります。

第七に、この制度が職員みずからの掛金による保険制度であることにかんがみまして、給付制限については慎重な態度をもって臨む必要がありまゝです。禁錮処分を受けた場合等の支給制限についてはその運用にあたり、乱用

にわたらざるよう配慮すべきものとい
ました。

第八に、全国知事会等の地方自治関
係団体の職員につきましても、その職
務内容が地方公務員に準じております
ことなどから、将来地方公務員の共済
制度に準じた共済制度を設けることが
適当であるというのであります。

以上が、本附帯決議案を提出した趣
旨であります。何とぞ委員各位の御賛
同をお願いいたします。

○園田委員長 本動議について採決い
たします。

本動議の通り決するに御異議ありま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○園田委員長 御異議なしと認めま
す。よって、両案は、渡海元三郎君外
二名提出の動議のごとく附帯決議を付
するに決しました。

○園田委員長 なお、両案に関する委
員会報告書の作成等につきましては、
委員長に御一任願いたいと存じま
す。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○園田委員長 御異議なしと認め、そ
のように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後十時四十八分散会

号（参議院送付）に関する報告書
諸願に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

〔参照〕

地方公務員共済組合法案（内閣提出
第二二〇号）（参議院送付）に関する
報告書

地方公務員共済組合法の長期給付に
関する施行法案（内閣提出第一三六

昭和三十七年五月十六日印刷

昭和三十七年五月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局